

第 2 次宇城市総合計画策定基本方針

1. 計画策定の趣旨

総合計画は、地域づくりの最上位に位置づけられる総合的・長期的な計画であり、本市におけるすべての政策の基本となるものです。

(26年度で第1次計画期間終了)

平成17年度から平成26年度までの10年間を計画目標年次とする「第1次総合計画」では、本市の将来都市像を「美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた未来に輝くフロンティアシティ・宇城」をコンセプトにしたまちづくりを推進してきました。

27年度からは総合計画に準ずる指針として位置づけた「可能性への追求プロジェクト」(25～28年度)を運用し、市政を進めています。

(地方創生の取組み)

「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むための指針として、国では「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「人口ビジョン」と「総合戦略」を策定しました。

本市においても、若年層の流出を抑制し、将来にわたって持続的に発展できる地域を創るために、『良質な雇用を創る「稼ぐ力を高める」』という観点のもと宇城市版の「人口ビジョン」及び「総合戦略」を平成28年2月に策定しました。

「宇城市人口ビジョン」

- ・(現状) 2010年の人口 61,878人
- ・(将来展望) 2060年の人口 推計31,892人→40,760人

「総合戦略」(戦略の期間:平成27年～31年度)

(熊本地震と豪雨災害からの復旧・復興)

一連の熊本地震により、本市では住宅被害は約5000棟にのぼり、農業、製造業、観光業をはじめとする地域経済や公共施設も甚大な被害を受け、さらに、6月19日からの集中豪雨により被害が拡大しました。

こうしたことから、早急に「熊本地震と豪雨災害からの復旧・復興」の計画を策定し、復旧・復興の方向性と将来への展望を示す必要があります。

(第2次総合計画の策定)

地方創生の取組みや熊本地震等からの復旧・復興と更なる発展に向けて、これまで以上に中長期的なまちづくりの視点に立ち、本市が目指すまちの将来像を市民と行政が共有することが必要であり、その基本指針となる第2次総合計画を策定するものであります。

計画の策定にあたっては、これまで小学校区ごとに開催してきました「タウンミーティング」や旧町単位で開催しました「地域懇談会」等の意見を集約し、広く市民の意見を反映させ素案を作成してまいります。

2. 計画の期間と構成

(構成)

第2次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

(期間)

① 「基本構想」

8年間（平成29年度～平成36年度）

目指すべき将来像及びこれを達成するための基本方針を示します。

② 「基本計画」

前期 4年間（平成29年度～平成32年度）

後期 4年間（平成33年度～平成36年度）

基本構想に基づき、分野別重点施策とその成果指標を示します。

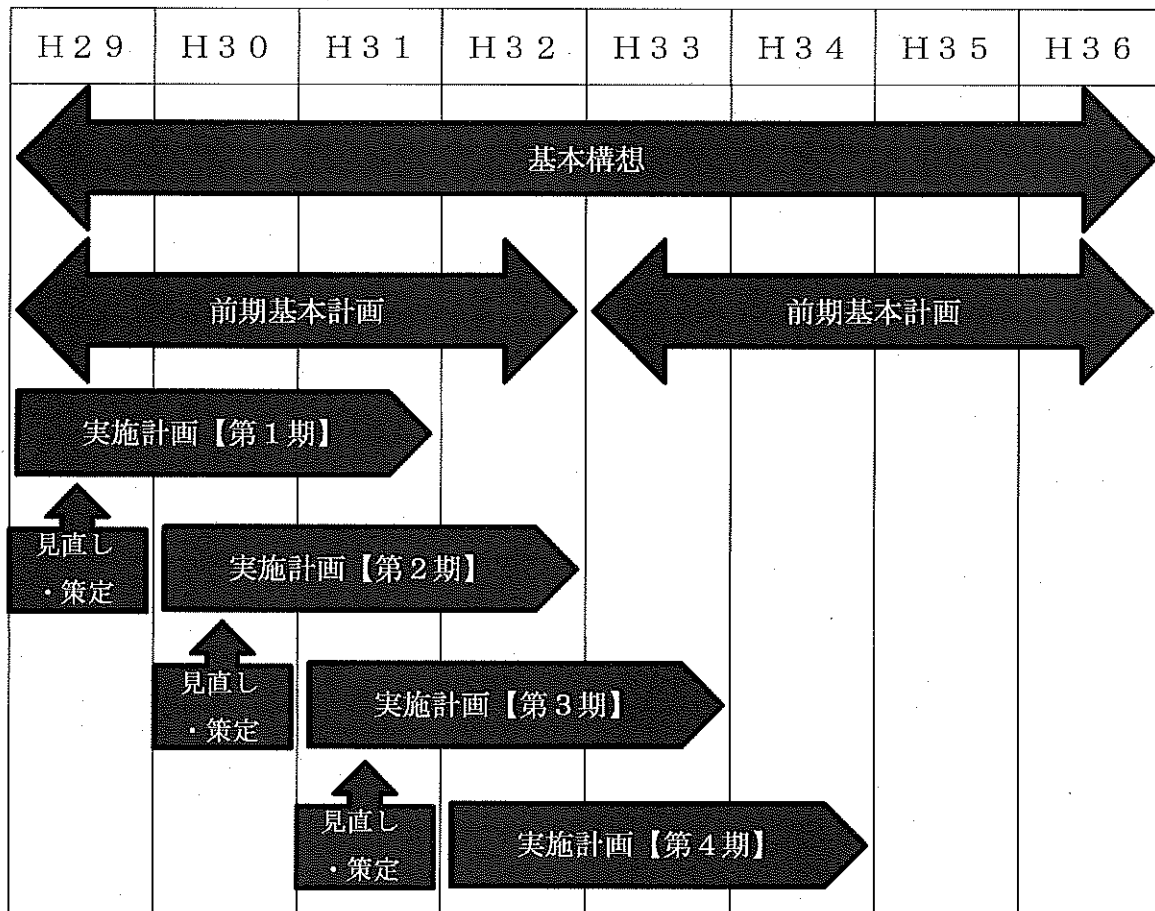
③ 「実施計画」

3年間

基本計画及び財政見通しに基づき実施する分野別事業を示します。

計画期間は1期3年間の計画とし、1年ごとのローリング方式（※毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐやり方。）により見直しを行います。

単位：年度



4. 策定体制（庁内体制）

部会名	検討分野	部会長	部会員
総務部会	総務部所管分野	総務部次長	部会長が指名する係長職以上等の職員
企画部会	企画部所管分野	企画部次長	
経済部会	経済部所管分野 (農業委員会事業含む)	経済部次長	
土木部会	土木部所管分野	土木部次長	
市民環境部会	市民環境部所管分野	市民環境部次長	
健康福祉部会	健康福祉部所管分野 (市民病院事業含む)	健康福祉部次長	
教育部会	教育部所管分野	教育部次長	

施策分野	II	教育文化	施策部門	2-1	学校教育
部門別プロジェクト	1	基礎を身につけ個性を伸ばす教育の推進			

【現状と課題】 ※第1次総合計画の総括含む

高度情報化社会の進展や、専門性の高い知識や情報が社会を動かす原動力となる「知識社会」化が進行する中で、学校を「生涯学習社会を生きる」ための基礎を培う場ととらえ、学校で身に付けた「確かな学力」が生涯にわたる学習活動の基盤となるよう、小・中学校の各段階に応じた教育の一層の充実が求められています。

このため、学校では、基礎・基本を徹底し、自ら学び自ら考える力を育てるとともに、問題解決能力や創造性を伸ばすことに努める必要があります。「学力」についても、単に知識や技能にとどまらず、学ぶ意欲・思考力・判断力・表現力まで含めたバランスのとれた「学力」を育成することが大切です。

習熟度別指導などのきめ細かな指導方法の工夫や教材の開発、「分かる授業」の実現に向けた取り組みの一層の改善充実、個々の長所を引き出す努力や体験的な学習の機会の充実、児童生徒の学習状況を客観的に評価するための評価基準や評価方法の工夫・改善などが重要な課題としてあげられます。

【プロジェクトの基本方針】(平成29～32年度)

児童生徒にわかりやすい授業を実施し、基礎的かつ基本的な学習内容の定着に努めるとともに、一人ひとりの個性を生かした指導の一層の充実を図ります。あわせて、快適な学校環境づくりのため、総合的な基盤整備を図ります。

また、「心」や「命」の教育を推進するため、自然体験学習やボランティア活動などの実践教育を行い、心豊かな人間形成を図ります。

一方、今日の社会情勢は、刻々と変化しているため、時代の進展に適切に対応できる能力が求められています。このため、高度情報化社会や環境意識の向上に適した情報・環境教育、さらには国際化に対応した外国語教育にも取り組むとともに、教職員の資質向上に努めます。

【主な成果指標】(平成32年度末)

指標名	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明				
基準DATA	例) 市町村平均値 (平成●●年■■■■調査)			
設定理由				

指標名	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明				
基準DATA	例) 市町村平均値 (平成●●年■■■■調査)			
設定理由				

【プロジェクト別基本計画】

1 基礎・基本の確実な定着と個性・創造性を伸ばす教育の推進

基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力としての「確かな学力」の向上を図ります。また、体験的・問題解決的な学習を取り入れるとともに、多様な科目開設と選択教科の拡大を図るなど、「魅力ある授業」づくりに取り組みます。

さらに、小学校低学年への30人学級の実施をはじめ、子どもの理解の状況や習熟の程度に応じた少人数指導や、補充的な学習や発展的な学習など、「きめ細かな指導」の充実を図り、特色ある教育課程の編成・実施や創意ある教育活動を推進するとともに、常に自己点検や自己評価を行い、指導方法の工夫改善に努めます。

2 総合的な学習の時間の充実

各学校は創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、子どもたちが学ぶ楽しさを実感できる体験的・問題解決的な学習活動を進めるとともに、将来、新たな課題に主体的に取り組むことのできる力と意欲を育成します。

また、学校間の連携やNPOなどとの連携、専門的な知識や技能などをもった地域や企業などの人材の学校現場への招致、学習内容と日常生活を関連づける取り組みなどを推進します。

3 学習活動の評価の充実と学習習慣の確立

「分かる授業」の実現に向けた取り組みの一層の改善充実を努めるとともに、子どもたち一人ひとりの良さや学習状況を適切に評価し、指導に生かします。

また、子どもたちが多様な学習活動を通して、学ぶ楽しさや達成感・達成感を得られるようにするとともに、自ら適切な学習課題を設定し、学び方やものの考え方を身に付けることができるよう授業や教材の工夫・改善に努めます。

さらに、児童生徒の実態に応じ適切な宿題や課題を課すとともに、自律的な家庭学習を行えるよう必要な情報や資料を提供し、家庭における学習習慣の確立を図ります。

【計画別基本施策】

1 基礎・基本の確実な定着と個性・創造性を伸ばす教育の推進

事業名		事業コード
目的	※対象をどのような状態にするのか、どのような状態になることを目指すのかを記述	
活動	※行政としてする内容を記述	
成果	※その結果、対象はどうなるかを記述	
根拠法令等	対象	

事業名		事業コード
目的		
活動		
成果		
根拠法令等	対象	

2 総合的な学習の時間の充実

事業名		事業コード
目的		
活動		
成果		
根拠法令等	対象	

事業名		事業コード
目的		
活動		
成果		
根拠法令等	対象	

3 学習活動の評価の充実と学習習慣の確立

事業名		事業コード
目的		
活動		
成果		
根拠法令等	対象	

事業名		事業コード
目的		
活動		
成果		
根拠法令等	対象	